

医薬発 0701 第 2 号
令和 6 年 7 月 1 日

各都道府県薬剤師会 会長 殿

厚生労働省医薬局長

令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）
在宅薬物治療提供体制強化事業の実施について

標記事業について、別紙「令和 6 年度（令和 5 年度からの繰越分）在宅薬物治療提供体制強化事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和6年度（令和5年度からの繰越分） 在宅薬物治療提供体制強化事業実施要綱

第1 目的

本格的な少子高齢化が到来し、地域包括ケアのさらなる進展が求められる中、薬局薬剤師は薬の専門家として外来、在宅医療において他職種と連携を図りつつ薬物療法に対応するなど、薬学的専門性を活かした対人業務の充実により、他職種と連携して地域の医療を支えていく役割が求められている。

特に、在宅医療については、夜間・休日含め、開店時間外においても患者の対応にあたることが想定され、在宅医、訪問看護師、介護職員等の他職種との日常的な連携は必須であり、今後、在宅医療の需要が増大することも踏まえると、さらなる連携強化の体制を構築することは重要である。

本事業では、薬剤師会の取組により、在宅医療における薬剤提供体制を構築し、薬局間及び他職種間連携を推進することで、薬局における薬物治療提供体制の強化を図ることを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は、都道府県薬剤師会とする。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の内容

①薬局間及び他職種間における連携体制整備

在宅医療における薬剤提供について、医療・介護関係団体等との議論を踏まえて、地域における最適な連携方法を構築すること。

なお、構築に当たっては、その地域包括システムに関係する医療提供施設等にアンケートを行うなどし、実態の把握に努めるとともに、地域で医療・介護連携に関するシステムやツールが活用されている場合、そのシステム等の活用も含めて検討すること。

②事例の収集及び改善案の作成

薬局の対応によって、患者の急変時に医薬品を提供できなかった事例や、連携体制に改善が見込まれる事例等について、医療・介護関係団体等との関係者間で協議の上、薬剤師会が医療機関や訪問看護ステーション等から収集し、改善策を作成する。また、改善策を地域の薬局、医療機関及び訪問看護ステーション等に対して広報する。

(2) 本事業の報告書の作成及び実施成果等

本事業の実施後、事業の内容、各地域の現状や課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ報告書（任意様式）を作成すること。

事業を実施する中で把握された地域の課題等については、改善策についても検討し、今後の方向性等も示すようにすること。

なお、これらの結果については、厚生労働省のホームページ等でも公表する予定としている。

(3) 事業の実施地域

実施地域は、(1) ①及び②を具体的に議論することのできる範囲（1次医療圏程度を想定）とし、実施地域数は事業内容に応じて事業実施者が決定すること。

2 留意事項について

(1) 事業実施者においては、管轄内の地域薬剤師会の活動状況、地域の薬局、医療機関及び訪問看護ステーションの開設状況並びに行政における取組等を適切に把握した上で実施すること。

(2) 本事業では、在宅医療に薬局が関わらず医療機関及び訪問看護ステーションにより提供されている場合も含めて実施すること。

(3) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

(4) 1 (2) の報告書については、厚生労働省のホームページ等でも公表する予定としていること。

第4 その他の事務手続について

1 交付要綱で定める事業計画書を提出すること。

2 上記第3 1 (2) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。

3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施開始日は、選定通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和6年7月1日より適用する。